

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年11月13日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：エジプト国大カイロ都市圏及び周辺地域の国土開発計画における運輸交通インフラ整備戦略の策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：エジプト国大カイロ都市圏及び周辺地域の国土開発計画における運輸交通インフラ整備戦略の策定プロジェクト

調達管理番号：24a00600

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月13日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国大カイロ都市圏及び周辺地域の国土開発計画における運輸交通インフラ整備戦略の策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年1月 ～ 2028年1月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

¹各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年11月19日 中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年11月20日 12時
3	質問への回答	2024年11月25日
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年12月6日 12時
5	プレゼンテーション	2024年12月11日 16時～
6	評価結果の通知日	2024年12月17日
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年10月追記版)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/HFh4mBr0cw>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書は PDF にパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4.(3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

⑤ 別提案書 (第3章4.(2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDF にパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてからメールで e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

3) 別提案書 (第3章4.(2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価 (技術評価) を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視

点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（案）（以下、「R/D案」）で設定したプロジェクトのアウトカム、アウトプット、調査項目の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本プロジェクトのメインCP機関はGOPPであるが、交通計画策定においては運輸省が重要な役割を担い、また、MP策定後の実施に向けては自治体や関係機関との連携・協力が重要になる。計画策定時の多様な関係機関の巻き込み、連携・協力体制の構築、コンセンサスビル	第3条 実施方針及び留意事項 2.（1）

	ディングの方法について、計画策定時だけでなく、策定後の実施も見据えた提案をすること。	
2	大カイロ都市圏においては、衛星都市、新都市、新首都などが計画され整備が進められているものの、計画通りに住民の移転が進んでおらず、将来の計画人口と実態には大きな乖離が発生すると予見される。具体の人口データの入手、確認が難しいなか、正確な人口推計を行うことは難しいものの、将来の大カイロ都市圏の発展度合いを見据えた土地利用の構想、それに合わせた交通戦略の策定が求められる。大カイロ都市圏の都市計画の実現度合いに合わせた段階的な土地利用の検討方法について提案すること。	第3条 実施方針 及び留意事項 2. (3) ②
3	既往の調査や協力を踏まえて、効率的・効果的に交通戦略を策定するプロセス（交通調査項目や需要予測の方法含む）について提案すること。	第3条 実施方針 及び留意事項 2. (3) ①

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待されるアウトプットを発現し、アウトカム達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年1月
- ・ R/D署名：2024年7月15日

別紙「案件概要表」の作成時から活動等の内容に変更あり。(特記仕様書(案)の本誌との記載に齟齬がある場合、本誌での記載が優先される。)

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施体制

- 開発計画調査型技術協力では、当該業務による提案内容が、先方政府の政策・開発計画に反映される、ないし業務による提案(都市交通戦略)が相手国政府の資金や国際機関、他援助機関により実施に移されることが予定される等が必要となる。
- 都市交通戦略の策定・実施には、複数の関係機関が関与するため、適時適切な情報共有や連携が必要である。エジプト国においては、経済安全保障上の観点から情報の共有にはセキュリティクリアランスのプロセスを経る必要があり、その承認には時間を要するケースがあり、また条件を課せられることもある。一方、交通戦略策定においては多様な関係機関が連携・協力する必要があり、情報共有等が非常に重要になる。エジプトにおける情報共有の難しさを踏まえた上で、その課題解決に向けた提案を求める。本プロジェクトを通じて各機関を横断する議論と合意形成を図る場を構築し、その場・体制がプロジェクト終了後も継続する方法についてプロジェクト開始時点から検討を行う。
- CP機関の住宅省国土開発計画庁(GOPP)は、都市計画を担う部署であり、土地

利用計画策定が重要と考えている。本プロジェクトにおいては、単なる交通戦略策定ではなく、土地利用と交通の一体的な開発を重要視しており、そのためには GOPP を中心としながら、事業の実施を担う運輸省関係機関との連携・協力が非常に重要となる。本プロジェクトにおいては、運輸省計画庁（TPA）および陸運当政局（LTRA）がサブカウンターパートとして参画することを想定しており、運輸省との連携・協力体制が強化される工夫および活動が求められている。

- 今後、大カイロ首都圏の交通戦略策定にあたっては、中央省庁だけでなく、対象地域の関連自治体の連携・協力体制が強化される工夫および活動が求められている。

① 合同調整委員会（JCC）

- 発注者と相手国実施機関（住宅省・国土開発計画庁。以下、「C/P」）は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。
- JCC の議長は、住宅省・国土開発計画庁長官であり、JCC を構成する各組織は以下の通りである。

Joint Coordination Committee(JCC)		Chair: Chairperson of GOPP(Project Director)
<p><Egypt Side></p> <ul style="list-style-type: none"> - Ministry of Housing, Utilities and Urban Communities/ General Organization for Physical Planning(GOPP) - Ministry of Transportation/ Transportation Planning Authority(TPA) - Ministry of Transportation/ Land Transport Regulatory Authority(LTRA) - Ministry of Transportation/ The Higher Committee for Greater Cairo Transportation Planning(H.C.) - Ministry of Transportation/ Greater Cairo Transport Regulatory Authority(GCTRA) - Ministry of Transportation/ Egypt National Institute of Transport(ENIT) - Ministry of Transportation/ The National Authority for Tunnels(NAT) - Ministry of Transportation/ The Egyptian National Railways(ENR) - Ministry of Transportation/ Egyptian Company for Metro Operation and Maintenance(ECM) - Ministry of Transportation/ The General Authority for Roads, Bridges and Land Transport (GARBLT) - Ministry of Housing, Utilities and Urban Communities / New Urban Communities Authority(NUCA) - Ministry of Interior 	<p><Japan Side></p> <ul style="list-style-type: none"> - JICA - JICA Expert Team - Embassy of Japan (observer) 	

- 住宅省・国土開発計画庁（GOPP）
- 運輸省計画庁（TPA）
- 陸運当政局（LTRA）
- 首都圏交通規制庁（GCTRA）
- 国立運輸研究所（ENIT）
- トンネル公社（NAT）
- エジプト国鉄（ENR）
- エジプト国鉄参加の地下鉄保守・運行会社（ECM）
- 道路・橋梁・陸運庁（GARBLT）
- 新都市公社（NUCA）
- 内務省

- 受注者は、定期的に C/P とプロジェクトの進捗について確認し、円滑な運営の

ための打合わせを行う。JCCにおける進捗の確認及び課題の共有・解決策の協議を等行う等、関係者と密に協議を行い、情報を共有することで、タイムスケジュールを踏まえたプロジェクトの実施を目指す。

- 受注者は、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

② テクニカル・ワーキング・グループ（TWG）

- プロジェクトの課題毎に Technical Working Group（以下、「TWG」）を設置し、C/Pのみならず関係機関の実務レベルと日常的に活動・協議を進める。
- 本プロジェクトにおいては、交通と都市の課題に分けた TWG を想定しており、交通課題については 運輸省計画庁（TPA）および陸運当政局（LTRA）、都市課題については 住宅省・国土開発計画庁（GOPP）が各ワーキンググループのリーダーを担うことを想定している。
- 計画策定及び実施には、関係機関との調整・連携が重要になることから、同 JCC および TWG を十分活用し、関係機関の協力が得られるよう留意する。

③ 国内支援委員会

- 事業の適切かつ効率的な推進を図り、専門的見地から当該地域の開発に関して助言を求めるため、外部有識者による国内支援委員会を設置する。
- 国内支援委員会は交通と都市の各分野の外部有識者で構成され、都市構造および都市交通の将来需要予測、交通戦略策定のプロセス等、本プロジェクトの節目において調査結果に対する助言を受ける。JICA は TWG またはそれ以外の協議体への参加を依頼し、C/P へのナレッジ共有を図りながら活動を進める。
- 本プロジェクト推進に当たっては当該委員会の助言を十分に考慮する。また発注者が開催する同委員会にあたっては、発注者からの協力依頼に対応する。

④ 他事業／他機関との連携

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討する。

（２） 業務工程

本プロジェクトにおいては、現地政府のスピード感に沿った迅速な検討・提案、C/P

との共同作業の実施を想定している。現状調査等に時間を費やすコンベンショナルなこれまでのマスタープラン調査からの脱却を図り、開始から半年程度で現状のレビューと分析を行い、2年目以降は実施に向けた計画策定および準備を行う。

(3) 策定する都市交通戦略の概要

① 都市交通戦略の基本方針

- 本プロジェクトで策定される都市交通戦略の目標年次は2045年とする。
- 計画策定においては短期：2030年、中期：2035年、長期：2045年とし、各時期を見据えた計画・提案を行う。一方、技術協力、円借款、無償資金協力等の事業として実現性の高い計画については、迅速な事業実施につなげるため、具体的な提案を行う。
- 本プロジェクトの案件名は、「国土開発計画（National Land Planning）」を含むが、プロジェクトの対象は「大カイロ都市圏開発」とし、対象地域は首都圏環状道路（Regional Ring Road）と新首都および10th of Ramadanとする。また、取り扱う項目は、広域交通ネットワーク、広域交通結節点、都市交通施設整備等とし、主に人流を扱うが貨物の影響も考慮する。
- 都市交通戦略の計画階層について提案を行い関係機関との合意形成を図る。広域交通ネットワークと地域・地区レベルの交通ネットワークを同時決定することは容易ではなく、広域の上位計画、都市レベルの中位計画、地区レベルの下位計画という階層性を持った計画体系・システムを形成する必要があるところ、本プロジェクトにて計画体系を提案すると共に、本プロジェクトが広域の上位計画を形成するものであること、中位計画、下位計画は今後、エジプト側で形成を図る必要があることを十分に認識してもらう。

② 土地利用と一体となった都市交通戦略の策定

詳細計画策定調査において、C/PであるGOPPより、案件名”Formulation of Transportation Infrastructure Development Strategies in National Land Planning and Administration for Greater Cairo Region and Its Surrounding Area”に”Land Use”を追記することの要望があった。GOPPサイドの役割として、単なる交通計画策定ではなく、土地利用も含めた交通戦略作りを行う点について強調された。

本プロジェクトでは大カイロ首都圏の将来ビジョンを踏まえた上で、将来土地利用計画の検討を行うが、同計画についてはあくまでも大カイロ首都圏の土地利用と交通戦略策定を主とする。一方、市レベル、地区レベルの計画は取り扱わない方針であるものの、事業実施促進の検討においては、一部、より具体的な地区レベルの計画についても検討も含める。

今後、エジプト側で計画実施に向けた形成を図る必要があることを十分に認識して

もらう。

③ 日本企業進出に向けたプロジェクトの展開

本プロジェクトにおいては、2.5年目以降、戦略において提案される優先プロジェクトの実施に向けてCP等への働きかけを行うが、提案の中では日本企業の参画をも見据えたプロジェクトを検討する。戦略において実施中の事業、事業計画や将来の大カイロ都市圏全体の絵姿を俯瞰的に見せることで、日本企業側の対応方針の検討の促進を図る。

④ 策定する開発計画／マスタープランの承認プロセス

- 策定される都市交通戦略計画は、実効性を担保するために、プロジェクト期間中に、C/Pを所管するGOPPのChairperson（長官）の承認を得ることで合意している。
- 策定後の速やかな承認と実現に向けて、手続きの確認、必要となる事前調整や計画策定段階で検討すべき事項に漏れがないかなどの確認を継続的に行う。計画策定の段階から、相手国中央省庁及び関係機関との情報共有を行う。
- 本プロジェクトでの都市交通戦略策定後は、各省庁／各自治体がセクター別／地域別開発計画を策定し、これらに基づき個別のセクター／地域開発の事業計画を立案することが想定される。
- 都市交通戦略の策定後、相手国において法定計画として位置づけられるのか、さらには個別のセクター／地域開発の事業計画の承認プロセス等においてどのように活用され、改訂されるのか等、相手国関係機関等との協議等を通じて整理し、最適なフローおよびタイムラインを検討する。

⑤ 既存開発計画／他機関が実施する関連するプロジェクトとの整理

- フランス開発庁をはじめ、欧州投資銀行及び欧州復興開発銀行、欧州連合、中国輸出入銀行、英国輸出信用保証局等が都市交通の分野で援助や開発を行っており、交通プロジェクトが計画、実施されているものの、これらの計画を全体的に俯瞰し、可視化した計画がないことから、将来の都市構造を踏まえた包括的な都市交通戦略の必要性は高い。本プロジェクトの実施にあたってはこれらの各交通プロジェクトの情報の入手を図り、連携する必要がある。
- また、世界銀行が「大カイロ都市圏モビリティ評価および公共交通改善調査」（Greater Cairo Region Mobility Assessment and Public Transport Improvement Study : MAPTIS）（2021）を実施し、気候変動を意識した輸送について検討がされている。これは、近年実施された交通調査としては大規模かつ本格協力においても非常に有益である情報・データであるため、本プロジェクトにおいて、同調査結果を最大限活用する。

- カイロ市においては UN-Habitat の支援による都市開発戦略「Greater Cairo Urban Development Strategy (2012)」が策定されている。同戦略を踏まえ、都市開発スピード等を分析し、本プロジェクトにおける将来の土地利用を検討する。

⑥ 発注者の事業との連携・成果の活用

- 本プロジェクトに先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行う。ただし、全体の時間枠組みを鑑み、既存情報のレビューおよび分析は案件開始後半年程度で実施する。
- 先行調査・既存事業は以下のとおり。
 - 「大カイロ都市圏の運輸交通マスタープランと大カイロ都市圏総合計画 (CREATS)」(2002 年)
 - 「大カイロ都市圏持続型都市開発整備計画調査 (SDMP) (開発計画調査型技術協力)」(2008 年)
 - 「エジプト国全国総合運輸マスタープラン (MiNTS) (開発計画調査型技術協力)」(2012 年)
 - 「エジプト・アラブ共和国運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査 (基礎情報収集確認調査)」(2022 年)
 - 「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業 (I~III) (有償資金協力)」(2012 年~)
 - 「カイロ地下鉄四号線第一期東西延伸事業準備調査」
- 本プロジェクトで策定する都市交通戦略計画の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性 (共同での研修やセミナーの実施、共同研究等) を追求する。

(4) ローカルリソースの活用

- 本プロジェクトの実施にあたり、現地事情や制度、技術基準に精通したエジプト人ローカルコンサルタント等を適切に活用し、現地文脈に沿った調査の実施、高品質のアラビア語文書の作成およびプレゼンテーション、実施機関との円滑な意思疎通を図る²。

(5) 巨大都市圏の成長を見据えた戦略計画づくり

- 新都市開発に関して、例えばニューカイロは着手から 20 年以上が経過している

² 既存調査や現況のレビューと分析、過去のマスタープランを効果的かつ効率的に更新するための作業には、専門知識と経験を持った人材に加え、アカデミックな分野にも精通するローカルコンサルタントの配置が望まれる。

が、計画人口 400 万人に対する現況人口が未だ 150 万人であり、その進捗率は 37.5%である。衛星都市や新都市の開発区域が今後、どのような見通しで埋まっていくのか、機能していくのか、住宅の需給バランスが取れているのか等、スケジュールも含めて不透明な要素が多い。

- 各都市の将来人口については、計画人口との乖離が大きくなると考えられ、交通計画を検討する上では、定住人口と就業人口等の規模・配置について複数のパターンを想定したシナリオ作りが必要となる。経済・社会情勢、開発政策等には不確実性があり、都市の成長パターンを予見することは困難であるので、複数のシナリオ毎にそれぞれ望ましい交通体系の戦略を提案し、トレンド、実現可能性および政策目標を総合的に勘案し、実施機関との戦略的環境アセスメント（SEA）のプロセスを経て、いずれのシナリオが妥当であるかの議論を収束させることが必要である。

（6） 交通調査・需要予測に関して

- 本プロジェクトは、対象人口 2,000 万人規模の大都市圏を対象とした広域の上位交通戦略の策定を目的としており、都市、地区レベルの中下位のネットワークについては、これらを同時決定するのではなく、中位、下位計画にて決定していくことを想定している。広域の視点から見た、各都市それぞれの機能分担、連携、都市間のコネクティビティ着目した広域ネットワークのマクロな戦略づくりを指向する。
- 上記（5）に記述した、複数の都市成長シナリオ毎に望ましい広域交通ネットワークを検討する上で、多様な視点からの検討が必要であるが、需要予測も必要な要素と想定している。既存の交通調査データを活用し、予算の制約も踏まえ、追加交通行動調査、交通解析ゾーン、ネットワーク設定、その他需要予測について効率的かつ合理的な手法を選択し、需要予測を行う³。

参考までにこれまでに行われた交通調査データ、交通需要予測等は次のとおり。

① 需要予測モデル構築のための既往データの活用方法の検討

これまでも JICA は CREATS（2002）と MiNTS（2012, 2017）で一連の交通調査を実施し、交通需要予測データベースを整備してきた。また、2022 年に実施された公共交通改善調査（WB-MAPTIS）では、大カイロ都市圏内の通勤交通に着目した大規模な OD インタビュー調査や OD 表の作成を行っている。

³ 広域ネットワークの需要配分、特に公共交通システムの需要予測を行う上では、中位下位のネットワークの状況が影響を与えることが一般には認識されている。本プロジェクトでは、中下位ネットワークは計画の決定事項ではないものの、これらのネットワーク密度についていくつかのパターンを想定し、広域幹線ネットワークの需要の変化を把握して、総体的なネットワークの在り方を検討するとともに TOD における交通結節点整備の重要性を示唆する材料として活用することが考えられる。

プロポーザルにて、追加交通行動調査、交通解析ゾーン、ネットワーク設定、その他需要予測の手法の基本的方針、またそれにより如何なる政策の分析が可能となるかについて提案すること。

② カイロ首都圏モビリティ評価及び公共交通改善調査（WB-MAPTIS）データの活用

世銀が実施した同調査においては、大カイロ都市圏内で 2020 年～22 年にかけて通勤・通学の流動を対象とした大規模な交通調査と旅客の需要推計が行われた。

（ア）交通調査の規模

ア） OD インタビューは 9,739 サンプル

イ） 交通量カウントは 13 地点（スクリーンライン含む）＋既存データ 26 地点

ウ） コードンライン調査の実施は無し

（イ）需要予測の前提条件

ア） 2020 年を現況とし、2025 年 2030 年、2040 年を計画年次と定めている。

イ） 交通ゾーンは 773 ゾーン

（ウ）予測モデルの特徴

ア） ソフトウェア Cube を使用。4 段階推計法。

イ） Home Base の公共交通利用 OD 表の推計を実施。

ウ） Non-Home Base は扱っていない。そのこともあり、対象時間帯は朝夕のピーク時（AM7-10、PM3-7）のみ。

（7）環境社会配慮

エジプトの環境社会配慮は、環境法（法律 4/1994：法律 9/2009 および法律 105/2015 により改定）を基本法とし、「環境影響評価のための原則と手続きガイドライン(第 2 版)」によって EIA（Environment Impact Assessment）の原則と手続きが示されている。

「戦略的環境アセスメント（SEA）」について、以下のとおり行う。

（ア） 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

（イ） 主な調査項目は、以下のとおり。

ア） 政策、計画等の目的・目標の検討

イ） 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

(c) 関係機関の概要

ウ） 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域

の地図等)

- エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
- オ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- カ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- キ) 影響の予測
- ク) 影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）
- ケ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- コ) モニタリング方法の検討
- サ) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
- シ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）
- ス) マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピング（環境社会影響項目の絞り込み）を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

(8) 気候変動対策に資する計画

パリ協定に基づき、対象国は「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的实施を推進する観点から、本プロジェクトにおいても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。そのため、事業計画に当たっては、温室効果ガス（以下、「GHG」）排出量の最小化（気候変動緩和策）や、気候変動による影響を考慮に入れた計画策定（気候変動適応策）の検討を行い、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本プロジェクトで策定するマスタープランで対応策を導入する。

エジプトでは 2022 年に COP27 が開催され、同年には、同年には National Strategy for Climate Change 2050 を発するなど、気候変動が国内でも注目度の高い課題となっている。

2023 年 6 月に提出された「EGYPT'S FIRST UPDATED NATIONALLY DETERMINED CONTRIBUTIONS」において、交通モードの公共交通への転換により 2030 年までに温室効果ガス（GHGs）の BAU 比（ベースライン 2015 年）7%削減を目標としており、本プロジェクトにおいても気候変動対策への貢献が求められている。

(9) ジェンダー主流化・インクルーシブな開発を考慮した計画策定

- 詳細計画策定調査にて、公共交通の利用において女性はハラスメントのリスクがあるものの、自転車や自動車による移動が容易でない女性も多いなどのジェンダー課題を把握したことから、ジェンダー視点に立った調査及び計画策定を行う。
- プロジェクトの意思決定の初期段階における会議等のニーズ確認の場において上記の人々の積極的な参加の促進、及び積極的な聞き取りをすることにより、プロジェ

クトへの関与と社会的包摂性を推進する。

- 調査においては、関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「Step 1 社会・ジェンダー分析の実施」）に則り、ジェンダー平等や社会的包摂性を志向した計画の導入・整備の検討を行う。

(10) 収集資料・データの利用・公開に向けた対応

- 本プロジェクトで収集する広範な資料・データについては、今後対象地域への進出を検討している民間企業や他援助機関等の参考情報として、内容を整理した上で可能な範囲で外部公開することも想定している。
- 情報の利活用を図ることを念頭に、デジタル技術を活用した情報整理を行い、プロジェクト終了時に発注者へ提出する。
- データの取得に当たっては、文献や C/P への照会等を通じて相手国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）。

(11) 発注者への事前説明

- 各種レポート等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・C/P に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 本プロジェクトにおいては国内委員会が設置される。発注者とすり合わせた内容を同委員会に説明し、その上で相手国側に提示することを基本とする。
- 相手国政府・C/P との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成する）。

(12) エジプト政府によるセキュリティクリアランス

エジプト政府関係者と協議面談や資料請求を行う際、エジプト治安当局によるセキュリティクリアランスの許可を取得することが必須となる。セキュリティクリアランス申請は業務従事者決定後に可能となり、同許可取得までは1~2か月を要する見込みである。セキュリティクリアランスの申請は、受注者が直接行うことはできず、CPがエジプト政府内で行う手続きであり、2か月を大きく上回る期間を要するなど許可取得までの遅延が発生した場合は、改めて受注者と業務契約期間の検討を行う。なお、セキュリティクリアランスのレベルは申請者の国籍や活動内容で異なる場合がある。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 業務計画書の作成

- R/D案及び関連調査・関連事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討する。
- 共通仕様書に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。
- 特に関連調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国関係者に検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

(2) インセプションレポートの作成／改定

- 業務計画書の内容を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、その内容について発注者の承認を得る。
- 現地業務開始時にC/Pを含む相手国政府関係機関にプロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について説明・議論し、必要に応じて内容の見直しを行い、C/Pと合意する。

(3) 現状のレビューと分析

- 関係者分析及び都市開発の現状について、既存情報の収集・レビュー、関係者へのヒアリング等を行い、現状を把握・分析する。
- 大カイロ都市圏の現状について、特に既存の計画資料、法令、ガイドライン、組織及び都市交通関係のプロジェクトの実施状況等についての整理・分析を行う。
- 大カイロ都市圏の交通問題及び課題の分析を行う。

(4) 交通調査・需要予測

- 交通需要予測を把握する上で必要な補足交通調査を立案し、これを実施する。補足交通調査については、本プロジェクトの目的と予算制約を踏まえ、規模の合理化を図るよう検討する。
- 交通解析ゾーン毎の現況の社会経済フレームを作成し、交通調査の結果を踏まえ、留意事項に記載した分析を行えるとともに一定の現況再現性のある交通需要予測モデルを構築する。

(5) 将来の都市開発シナリオと社会経済フレームワーク検討

- 2045年を対象とした将来の都市構造を検討し、土地利用、人口および社会・経済機能配置案を包含する将来都市開発シナリオを設定する。各市の人口増を見据えた都市の変化に応じた土地利用計画を複数パターン検討する。
- 新首都エリアを含む新都市開発エリアの将来人口の設定においては、計画人口と実際の定住人口に乖離が見られるため、都市開発コンセプトおよび開発進捗度合いにつき、複数の都市開発シナリオを設定する。

(6) 各都市開発シナリオに対応した交通ネットワーク代替案の設定・分析

- 上述(5)の都市開発シナリオ毎に交通ネットワーク整備の代替案を複数提案する。交通配分等の検討を行い、併せてそれぞれの交通網整備代替案の評価指標を算出する。評価指標としては、交通の混雑状況、総移動コスト、二酸化炭素排出量、概略整備費等が想定されるが、これら評価指標は実施機関とも協議しつつ、SEAの実施も見据え設定する。

(7) 大カイロ都市圏の交通戦略の策定

- 上述(5)および(6)で検討した都市開発シナリオおよび交通網整備代替案について、TWG、JCCおよびSEAを通じて評価を行い、望ましい都市開発シナリオおよび交通網整備代替案を選定する。
- SEA等の結果も踏まえ、関係者間で将来ビジョン、将来の都市開発戦略(都市核と主要回廊の配置、土地利用および人口と産業配置のコンセプト)、将来交通網、運輸交通インフラ整備・運営の在り方についてTWG、JCC等を通じて協議し、大カイロ都市圏の交通戦略としてとりまとめる。
- 同交通戦略にて、将来交通網として位置付ける交通インフラは、主要幹線道路、都市間公共交通ネットワーク、広域交通拠点/施設等の広域的観点から整備すべき交通インフラとするが、必要に応じてフィーダーネットワークの整備の在り方等に関する提言も包含する。

(8) 運輸交通インフラ整備 プログラム・プロジェクトの提案

- 現実的な都市化の動向を分析し、将来必要な交通インフラを提案する。
- TWG や JCC において関係者とも十分に協議を行い、大カイロ都市圏における運輸交通インフラ整備の優先プログラムおよびプロジェクトを提案する。

(9) 計画の実施手法および TOD モデル計画

- モデル地区を選定し、同地区における TOD 実現に向けた計画づくりを行う。モデル地区の選定に当たっては、JICA が実施する地下鉄 4 号線延伸事業案件とも連携を図る。
- ゾーニングプランや駅アクセス環境の整備計画、フィーダー交通のアクセスを考慮した交通結節点の整備計画等の計画の策定に当たっては、CP 側のキャパシティ・ビルディング（人材育成、ガイドライン/基準、制度改善、財源など）についても考慮する。ゾーニングの見直しを必要とする場合はその方向性の提案を行う。

(10) 広報に関わる活動

- GOPP が主導する広報として、国民に対する交通戦略計画の紹介や、実現に向けたセミナー等を想定しており、受注者はその支援を行う。
- 本プロジェクトを通じ、日本企業の事業参画を促すことを目的として、(9) で策定される TOD プロジェクト紹介など、事業を PR するコンテンツの作成を行う。

(11) プロGRESSレポートの作成・説明・協議

- 成果を取りまとめたプロGRESSレポートを作成する。プロGRESSレポートには下記の項目を含める。
 - 関連資料・情報の収集、整理および分析
 - 都市交通及び都市開発に関する現状及び将来計画の把握及び分析
 - 開発ポテンシャルにかかる情報収集および分析
 - 開発ビジョンの検討
 - 人口フレームの検討
 - 開発シナリオの設定
 - 土地利用状況の確認
 - 社会・経済状況（地理的状況を含む）の確認
 - 交通関連データの収集（交通調査含む）および DX に関する検討
 - 交通実態調査の実施
 - 交通インフラ整備状況の分析
 - 他ドナーの活動状況調査
 - 関連する政策、規制、政策決定プロセス等（環境・社会面の法制度概要の調査を含む）の把握及び分析

- 関係機関及び組織の把握、分析
 - 中長期的な社会経済フレームワークの設定
 - 交通需要予測
 - テクニカル・ワーキング・グループの実施状況等
 - 広報活動・投資促進の実施状況等
- プロGRESSレポートの内容については、JCCにて関係者に説明し、基本了解を得るために、事前に相手国関係者への説明方法等について検討を行う。

(12) インテリムレポートの作成・説明・協議

- それまでの成果を取りまとめ、インテリムレポートを作成する。インテリムレポートはプロGRESSレポートの更新に加え、下記の項目を含める。
- 都市交通戦略計画（道路、公共交通、主要交通施設、交通管理等）
 - 優先プロジェクトの選定
 - 優先プロジェクト実施のための組織体制提案、準備
 - 事業実施促進策の検討（組織改善、連携・調整機能の強化、法規制等）
 - 複数交通モードの連結性の検討
 - 都市交通戦略策定都市交通戦略実施による気候変動対策効果、経済社会効果の予測
 - 戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
- インテリムレポートの内容については、JCCにて相手国関係者に説明し基本了解を得ると共に、既存計画への反映方法、実施体制、相手国内での説明方法等について協議を行う。
- 交通戦略に求められる成果、内容、位置づけ、相手国内での承認プロセス等を改めて確認し、特に承認に向けてのマスタープランの調整事項・不足事項の内容について確認し、残りの期間で対応すべき事項について、関係者の役割分担を含めて目線合わせとスケジュール感を確認する。

(13) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

- マスタープランを中心にすべての調査成果について、助言を踏まえて修正した上で、C/Pに対する提言をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめる。
- C/Pに説明し、基本的了解を得る。
- ドラフト・ファイナルレポートの内容を簡潔に説明する発表資料を作成する。
- 発表資料はC/Pからのコメントを反映し修正し、将来の開発計画承認／マスタープラン承認の場において、C/Pが活用することを視野に入れる。

(14) ファイナルレポートの作成

- ドラフト・ファイナルレポートに対する発注者やC/P等のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、発注者に提出する。

(15) 本邦研修

本業務に関連し、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

表 本業務にて対応する本邦研修

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成に資する、都市交通戦略の策定手法や実施促進、都市開発手法等の知識を習得するの。
実施回数	合計2回
対象者	C/Pの実務者・管理職
参加者数	約15名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
インセプションレポート (ICR)	初回現地調査前	英語/ アラビア語 (要約版)	電子データ	
プログレスレポート (業務進捗報告書) (P/R)	開始約半年後	英語/ アラビア語 (要約版)	電子データ	
インテリムレポート (ITR)	業務開始時に発注者と協議し決定す	英語/ アラビア語	電子データ	

	る	(要約版)		
ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)	業務開始時に発注者と協議し決定する	英語/ アラビア語 (要約版)	電子データ	
ファイナルレポート (F/R)	契約履行期限末日	英語/ アラビア語 (要約版)	製本	各 10 部
			CD-ROM	5部
		日本語	製本	5部
			CD-ROM	5部

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプションレポート (ICR) (英語版、アラビア語 (要約版))

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制 (JCCの体制等を含む)
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画 (WBS : Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 相手国実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) インテリムレポート (ITR)、プログレスレポート (P/R)、ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)、ファイナルレポート (F/R) (英語版、アラビア語 (要約版))

- ① 要約
- ② マスタープラン／それまでの調査成果
- ③ マスタープラン具現化に向けての提案（DF/R、F/Rの場合）もしくは次期活動計画（P/R、IITRの場合）

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前にC/P及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、ファイナルレポートにも添付する。

- (1) 交通調査報告書
- (2) 収集データ（GIS、CAD等）一式
- (3) 各種活動や調査にかかる写真集
- (4) 研修講師用教材、マニュアル類

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	概要	数量	見積の取扱
1	土地現況調査、GIS整備	現況土地利用調査、各種土地利用規制を明らかにし、GISに落とし込む。	一式	定額計上
2	補足交通調査	本プロジェクトにおいては、既存データを極力活用することとし、補足調査の規模を合理的な範囲で納め、効率化を図る。	一式	定額計上
	戦略的環境ア	第3条2.(7)に記載のとおり	一式	定額計上

	セメント (環境社会配 慮)調査			
--	------------------------	--	--	--

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	GIS データ	対象地域：首都圏環状道路内と新首都および 10th of Ramadan 市	一式	事業用物品	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名： エジプト・アラブ共和国（エジプト）

案件名：

（和名）大カイロ都市圏及び周辺地域の国土開発計画における運輸交通インフラ整備戦略の策定プロジェクト

（英名）Formulation of Transportation Infrastructure Development Strategies in National Land Planning and Administration for Greater Cairo Region and its Surrounding Area

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における都市交通セクター／大カイロ都市圏及び周辺地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

大カイロ都市圏（Greater Cairo）は、カイロ県、ギザ県、カルベイヤ県の一部と 6th of October やニューカイロ等いくつかの新都市（New Urban Community）にまたがる地域⁴であり、都市の成長や各種計画による地域の再定義等により経年的に変化を続けている。

エジプト国は 2010 年から 10 年間で人口が 2,000 万人増加する⁵など、人口の増加が著しく 2020 年には 1 億人を突破した。居住可能地域が全土の 10%にも満たず、人口の大半が大カイロ都市圏に集中⁶しており、首都カイロへの一極集中が著しい状況にある。

国連推計によると、エジプト国の人口増加率は今後も長期にわたり約 2%程度で推移し、2030 年には 1.2 億人、2050 年には 1.5 億人に達し、世界 9 位の人口規模になると予想されている。特に、国連推計では大カイロ都市圏の人口は 2000 年で 1,000 万人を超え、2020 年 2,090 万人、2035 年 2,850 万人と急激な人口増が予測されている⁷。

エジプト国は、1970 年代からカイロの急増する人口や都市問題の対策として、カイロ郊外への新都市建設に着手する⁸等、カイロの人口分散による都市圏政策を推進しているものの、十分な成果があがっているとはいえ、カイロにおける都市問題の解決は重要な課題である。特に、都市交通においては自動車依存が高く、人口増加、自動車台数の増加に伴う交通混雑、慢性的な渋滞、交通安全などの交通問題やそれに伴う経済、社会、環境問題を引き起こしている。

エジプト政府、住宅省・国土開発計画庁（General Organization for Physical Planning、以下「GOPP」という。）は、2012 年に大カイロ都市圏都市開発戦略（Greater Cairo Urban Development Strategy）を策定した。同戦略においては、3 つのビジョンとそれら

⁴ ここでは Greater Cairo Urban Development Strategy（UN-Habitat 2012）に基づく。文献によってその範囲が異なることに注意する。本プロジェクトの計画対象区域は 3. 事業概要（6）に示すが、ここでいう大カイロ都市圏と同じではない点に注意が必要。

⁵ Egypt Population 2024 (Live) (worldpopulationreview.com)

⁶ Greater Cairo Urban Development Strategy（UN-Habitat 2012）によると、5,170 人/km²。Greater Cairo としてカイロ県、ギザ県、カルベイヤ県の面積と人口が示されている。

⁷ 国連データ(UNDESA World Urbanization Prospects 2018)によるとカイロ都市圏（Al-Qahirah）の数値

⁸ Home - 6th October (newcities.gov.eg)

に対する 8 つの柱 (Vision Pillars) が示されており、都市交通に関連した内容として Pillar 4「大カイロ都市圏の交通ネットワークの基盤整備」、都市計画・都市開発に関連した内容として Pillar 5「多様で魅力的拠点としての新都市開発」が掲げられ、地下鉄ネットワークの整備、高速道路や環状線道路整備等の計画や新都市開発について取組んでいる。

その後、エジプト国の長期開発戦略である「持続的な開発計画 2030 (Sustainable Development Strategy 2030) (2016)」において、2030 年までの経済開発計画とプロジェクトとして、公共交通網の拡充を重要課題として挙げているほか、新都市開発計画を示しており、現在カイロ東部における New Capital (新首都) 開発やスエズ運河特別経済区開発が進められている。

このような急激に成長する大カイロ都市圏の課題解決に向けて、JICA はこれまで「大カイロ都市圏総合交通計画調査 (CREATS) (2002)」、「大カイロ都市圏持続型都市開発整備計画調査 (SDMP) (2008)」を実施し、運輸交通マスタープランや都市開発マスタープランの策定を支援してきた。「エジプト・アラブ共和国運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査報告書 (JICA、2022)」によると、エジプト政府は策定された計画に基づき着実にインフラ整備を進めており、CREATSにおける 20 の優先プロジェクトは時間を要しながらも着実に実施されていることが報告されている。

一方、上述した CREATS から既に 22 年、SDMP は 16 年が経過しており、その間の都市の変化、成長に対応したマスタープランの更新の必要性を運輸省運輸計画庁 (Transportation Planning Authority。以下、TPA という) や GOPP が強く認識している。

かかる状況を踏まえ、大カイロ都市圏及び周辺地域において、過去のマスタープラン策定支援当時の状況の変化を踏まえ、同都市圏の将来ビジョンを見据えた包括的な都市交通施策の在り方、都市交通戦略計画の策定/改訂に向けた支援が GOPP から案件名 "Formulation of Transportation Infrastructure Development Strategies in National Land Planning and Administration for Greater Cairo Region and Its Surrounding Area"⁹として日本政府に要請された。

都市交通においては、様々な関係機関、事業者、市民などの多様なステークホルダーが存在し、様々な課題や個別計画が複雑に関係、相互に影響しあっていることから、包括的かつ総合的な長期の指針、戦略を定め、効率的、効果的に各種交通施策をガイドしていくことが必要である。また、都市交通と土地利用計画を一体的に計画し政策を進める必要があり、都市戦略や土地利用計画の策定の責任官庁である GOPP と、交通計画の策定、具体の実施を担う運輸省、また、それ以外の都市開発、都市交通の関係機関が連携・協力して、戦略策定とその実施を図ることが重要である。

(2) 都市交通セクター／大カイロ都市圏及び周辺地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、対エジプト・アラブ共和国国別開発協力方針 (2020 年 9 月) の中で、重点分野の一つとして「持続的経済成長の促進」を掲げ、その下で、都市交通を含めた基幹インフラ整備支援等を行う「社会・経済インフラ整備」を重点開発課題の一つとして掲

⁹ プロジェクト名にある「国土開発計画」、「運輸交通インフラ整備戦略」については、GOPP と協議の上、その対象を大カイロ都市圏における都市交通戦略とすることで合意している。

げている。対エジプト・アラブ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2016 年 3 月）においては、重点分野の一つとして、「包摂的・持続的な成長の実現」を掲げ、開発課題「社会・経済インフラ整備」の改善に資する協力プログラムとして「運輸交通整備支援プログラム」を掲げており、交通渋滞の軽減を図ることは、これら方針・分析に合致する。

都市における交通セクターは経済、環境、社会開発の重要な要素であり、持続可能な開発、SDGs 目標 11「住み続けられるまちづくり」のターゲット 11.2「2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。」に貢献するものである。

また JICA グローバル・アジェンダ「都市・地域開発」では、持続可能な都市を目指し、都市マネジメント・まちづくりクラスターの下、開発途上国で進む急激な都市化による交通渋滞や大気汚染といった環境負荷軽減への貢献のみならず、すべての人が利用できる地域社会・経済活動の維持・発展に有効な手段として公共交通を軸とした持続的なまちづくりを目指しているほか、同アジェンダ「運輸交通」では都市活動を維持するにあたり、都市公共交通推進クラスターの取り組みを推進している。

本事業は、大カイロ都市圏における都市交通戦略を策定することで、都市交通の改善及び交通渋滞の改善を図るものであり、これらの方針・分析等と合致する。

（3） 他の援助機関の対応

現在、運輸省下の National Authority for Tunnels（NAT）は UKEF（UK Export Finance）（イギリス）の支援で新首都と東カイロを結ぶ東ナイル線およびギザと 6th of October 市を結ぶ西ナイル線の 2 つのモノレール路線を建設しており、2024 年内に開通を予定している。

カイロには JICA が支援中の地下鉄 4 号線第一期整備事業のほか、地下鉄 1 号線（建設に係る資金支援はフランス開発庁、欧州投資銀行及び欧州復興開発銀行、技術支援はフランス政府により実施）、2 号線（エジプト予算で建設）が全線開通しており、3 号線（建設に係る資金はフランス開発庁、欧州連合及び欧州投資銀行、技術協力は欧州連合）は 2024 年内に全線開通予定である。

そのほかにも、LRT（中国輸出入銀、2022 年部分開業）、6th of October 市の BRT（エジプト政府、建設中）等、様々なドナーの支援により公共交通の導入が進められている。

一方、上記のとおり各国際機関による様々な交通プロジェクトが計画、実施されているものの、これらの計画を全体的に俯瞰し、可視化した計画がないことから、将来の都市構造を踏まえた包括的な都市交通戦略の必要性は高い。

また、世界銀行が「大カイロ都市圏モビリティ評価および公共交通改善調査」（Greater Cairo Region Mobility Assessment and Public Transport Improvement Study : MAPTIS）（2021）を実施し、気候変動を意識した輸送について検討がされている。

カイロ市においては UN-Habitat の支援による都市開発戦略「Greater Cairo Urban Development Strategy（2012）」が策定されている。

3. 事業概要

（1） 事業目的

本事業は、大カイロ都市圏およびその周辺地域において、土地利用と一体となった都市交通戦略計画の策定及びその実施促進を支援し、もって同地域内の持続的な経済成長及び環境負荷軽減に必要な都市交通インフラ整備の推進に寄与する。

(2) 総事業費 総 3.49 億円

(3) 事業実施期間

2025 年 2 月～2028 年 1 月を予定 (計 36 カ月)

(4) 事業実施体制

住宅省国土開発計画庁 (General Organization for Physical planning : GOPP) が主要カウンターパート機関となるが、交通戦略策定には運輸省との連携が重要かつ必須であることから運輸省計画庁 (Transportation Planning Authority : TPA) や陸運統制局 (Land Transport Regulatory Authority : LTRA) をサブカウンターパートとする。

(5) インプット (投入)

1) 日本側

①調査団員派遣 (合計約 57.8M/M) : 業務主任/ 都市交通計画、交通政策/ 組織間調整、都市計画・都市開発/ TOD (Transit Oriented Development。公共交通指向型開発)、交通調査/ 交通需要予測、道路/ 交通管理計画、公共交通計画、インターモーダル交通施設計画、経済社会フレームワーク、プロジェクト評価、環境社会配慮/ジェンダー/交通弱者配慮等、グリーンプロジェクト/ 気候変動対策、広報/ 研修企画

②研修員受け入れ (都市交通計画、公共交通利用促進、TOD)

③その他 : 各種ワークショップ、現地セミナーへの有識者派遣

2) エジプト国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

③ 現地有識者による支援

(6) 計画の対象 (対象分野、対象規模等)

首都圏環状道路 (Regional Ring Road、延長 320km¹⁰) 内と新首都および 10th of Ramadan 市。

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- 大カイロ都市圏の運輸交通マスタープランと大カイロ都市圏総合計画 (CREATS) (開発調査型技術協力、2002 年)

- 大カイロ都市圏持続型都市開発整備計画調査 (SDMP) (開発調査型技術協力、2008 年)

¹⁰ Greater Cairo Urban Development Strategy (UN-Habitat 2012)

- エジプト国全国総合運輸マスタープラン（MiNTS）（開発調査型技術協力、2012年）
- エジプト・アラブ共和国運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査（基礎情報収集確認調査、2022年）
- カイロ地下鉄四号線第一期整備事業（有償資金協力、実施中）
- エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東西延伸事業準備調査（有償資金協力、実施中）

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2. (3)に記載のとおり、都市交通インフラ整備を支援している各開発協力機関とは、定期的な意見交換及び情報共有を行い、本プロジェクトで提案される計画に基づく対象地域内の総合的な公共交通ネットワーク整備に向けた資金面及び運営面における実現可能な方法の検討を行う。

大カイロ都市圏においては世界銀行の公共交通改善調査（2021）や UN-Habitat による都市開発戦略（2012）が策定済である。本事業においては、特に、公共交通改善調査の成果を最大限活用し、事業期間の短縮や費用の縮小など効率化を図るとともに、計画策定後、エジプト政府機関だけでなく、他開発協力機関等が速やかに計画実施に着手できるような活動も含める。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本業務は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可：本格調査にて確認

④ 汚染対策：本格調査にて確認

⑤ 自然環境面：本格調査にて確認

⑥ 社会環境面：本格調査にて確認

⑦ その他・モニタリング：本格調査にて確認

2) 横断的事項（気候変動対策に関する事項はここに記載）

本事業によって、公共交通へのモーダルシフトの促進等を含む、GHGs 排出削減へ貢献する取組を都市交通戦略計画に組み込む検討を行う予定である。

3) ジェンダー分類：GI (S)（ジェンダー活動統合案件）

<活動内容/分類理由>

調査にて、公共交通の利用において女性はハラスメントのリスクがあるものの、自転車や自動車による移動が容易でない女性も多いなどのジェンダー課題を把握したことから、ジェンダー団員を投入し、ジェンダー視点に立った調査及び計画策定を行うため。テク

ニカル・ワーキング・グループ等、計画策定の場にジェンダーアドバイザーの参加やジェンダーバランスを考慮した交通調査の実施等を予定。

(9) その他特記事項

1) 巨大都市圏の成長を見据えた戦略計画づくり

新都市開発に関して、例えばニューカイロは着手から 20 年以上が経過しているが、計画人口 400 万人に対する現況人口が 150 万人であり、その進捗率は 37. 5%である¹¹。本格調査においては、開発区域が今後、どのような見通しで埋まっていくのか、機能していくのか、住宅の需給バランスが取れているのか等、スケジュールも含めて非常に不透明である。交通計画を検討する上では、都市の成長を見据えた戦略づくりが必要である。

2) 従来型交通調査からの脱却

本プロジェクトは、100 万～500 万人の都市レベルを対象として交通マスタープラン策定ではなく、対象人口 2,000 万人規模の大都市圏を対象として交通戦略計画の策定を目的としている。そのため、従来型の地区レベルでの交通現況調査やそれに基づく需要予測での計画策定は容易ではなく、大都市圏レベルの都市間移動に着目した交通現況把握、需要予測に基づく戦略づくりの視点やより効率的、効果的な調査、計画手法を取り入れながら、都市レベルでのそれぞれの機能分担、連携、都市間のコネクティビティを重視した大都市圏でのマクロな戦略づくりを指向していくことが重要となる。

3) セキュリティクリアランス

エジプト国においては経済安全保障上の配慮から、戦略的重要性の高い既存情報、データ収集が非常に困難である。各関係機関への面談、情報収集にはセキュリティクリアランスの取得が必須であり、またその取得に時間を有することに留意する。

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

- ・本プロジェクトで策定される大カイロ都市圏における土地利用計画と一体となった持続可能な交通戦略を活用し、各実施機関において都市交通関連プロジェクトが実施される。
- ・本プロジェクトで構築された実施体制により各都市開発計画、都市交通計画の連携・調整が図られる。
- ・大カイロ都市圏の公共交通の質が向上され、持続的な経済成長、環境負荷削減に資する。

(2) アウトプット

- ・大カイロ都市圏における土地利用計画と一体となった都市交通戦略が策定される。
- ・土地利用計画と一体となった都市交通戦略を実現するための実施体制が構築される。
- ・土地利用と一体となった都市交通戦略における優先プロジェクトの実施に向けた準

¹¹ [Home - New Cairo \(newcities.gov.eg\)](http://Home - New Cairo (newcities.gov.eg))

備が進められる。

(3) 調査項目

- 関連資料・情報の収集、整理および分析
- 都市交通及び都市開発に関する現状及び将来計画の把握及び分析
- 開発ポテンシャルにかかる情報収集および分析
- 開発ビジョンの検討
- 人口フレームの検討
- 開発シナリオの設定
- 土地利用状況の確認
- 社会・経済状況（地理的状況を含む）の確認
- 交通関連データの収集（交通調査含む）およびDX活用に関する検討
- 交通実態調査の実施
- 交通インフラ整備状況の分析
- 他ドナーの活動状況調査
- 関連する政策、規制、政策決定プロセス等（環境・社会面の法制度概要の調査を含む）の把握及び分析
- 関係機関及び組織の把握、分析
- 中長期的な社会経済フレームワークの設定
- 交通需要予測
- 都市交通戦略計画（道路、公共交通、主要交通施設、交通管理等）
- 優先プロジェクトの選定
- 優先プロジェクト実施のための組織体制提案、準備
- 事業実施促進策の検討（組織改善、連携・調整機能の強化、法規制等）
- 複数交通モードの連結性の検討
- 都市交通戦略策定都市交通戦略実施による気候変動対策効果、経済社会効果の予測
- 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
- テクニカル・ワーキング・グループの実施
- 広報活動・投資促進

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・セキュリティクリアランスの手続きが遅延なく実施され、交通戦略計画策定に必要な既存情報、関連データがプロジェクト開始前に提供される。
- ・専門家派遣、活動のためのセキュリティクリアランスの手続きが遅延なく実施される。
- ・GOPP を中心に運輸省関係を含む機関と連携、協力できる実施体制の構築がなされる。

(2) 外部条件

- ・政策的要因：エジプト政府による都市交通インフラ整備にかかる大きな政策の転換がない。
- ・行政的要因：ステークホルダー・利害関係者と同意した事項が反故にされない。関係機関の権限が大幅に変更されない。
- ・社会的要因：エジプトの政治・経済・治安等の社会情勢の悪化によりプロジェクト関係者の現地渡航や現地行動が大幅に制限されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

エジプトにおいて過去に実施したマスタープラン策定支援事業における課題の一つとして、策定後の計画に基づいた着実な実施が挙げられている。かかる教訓に基づき、本事業を実施する際には、各省庁との連携及び民間、市民社会の活用を図ることを目指し、以下の点を考慮することが望ましい。

「(タンザニア) ダルエスサラーム都市交通改善能力向上プロジェクトフェーズ 2 (2014～2017)」(評価年度：2020年)においては、調整メカニズムが機能するためには、関係機関をけん引する強いリーダーシップを持つ組織の存在が必要との教訓が得られている。

本事業ではカウンターパートである GOPP が、大カイロ首都圏全体の都市交通開発計画を包括管理できる主要な組織として機能する体制づくりを検討しており、その一つとしてテクニカル・ワーキング・グループ (TWG) の設置を予定している。GOPP が中心となり TWG を開催・運営を行うことでリーダーシップを持つ一方、交通グループを TPA や LTRA が主導するなど、関係者間の政策対話等を通じた連携強化を図っていく。

7. 評価結果

本案件は、大カイロ首都圏の都市交通戦略を策定することにより、都市交通開発計画の見直しを図り、もって同地域の都市交通インフラの整備に資するもの。エジプト政府の「カイロ・ビジョン 2050」においては、大カイロ都市圏の交通モードの拡充を目標に掲げており、本案件において交通計画の見直し及び整理をすることはこれらの方針・分析に合致しており、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

- ・本案件で提案された交通戦略が GOPP 局長に承認される。
- ・本案件で提案された事業のうち、具体的な実施計画、準備がなされた事業数。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業完了時点 計画の策定及び承認プロセスの確認

事業完了 3 年後 事後評価

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

共通業務内容

1. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：都市圏マスタープラン策定（土地利用、都市交通計画等の経験があるものが望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：中東地域を始めとした全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程 2025年1月～2027年12月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約57.8人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月4.8含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 全48回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 土地現況調査、GIS整備
- 補足交通量調査
- 戦略的環境アセスメント（環境社会配慮）調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクトに係る詳細計画策定調査報告書
- 本プロジェクトに係る詳細計画策定調査会議議事録(M/M (R/D 案含む))
- 本プロジェクトに係る事業事前評価表

2) 公開資料

- [エジプト・アラブ共和国 運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査\(QCBS\)報告書](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/D案を参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注）Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）の A 案と対面開催（上限超過）の B 案がある場合、プロポーザルでは上限額内の A 案を記載、本見積には A 案の経費を計上します。B 案については、A 案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B 案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

248,525,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記 （3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目 を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（83,000,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	補足交通調査	第3条 実施方針及び留意事項2.（3）（4） 第4条 業務の内容2.（4）	30,000,000 円	調査費一式	再委託費
2	土地現況調査、GIS 整備	第3条 実施方針及び留意事項2.（3）（4） 第4条 業務の内容2.（5）	10,000,000 円	調査費一式	再委託費
3	戦略的環境アセスメント（環境社会配慮）調査	第3条 実施方針及び留意事項2.（7）	10,000,000 円	調査費一式	再委託費
4	GIS データ	第3条 実施方針及び留意事項2.（3）（4） 第4条 業務の内容2.（5）	15,000,000 円	調査費一式	機材費
5	技術研修費	第4条 業務の内容2.（15）	18,000,000 円	研修 1 回あたりの報酬（事前業務（3号 0.4 人月及び5号 1 人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では 3 号 0.5 人月、5号0.5 人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費 2,298,300	報酬 国内業務費

				円／回	
--	--	--	--	-----	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目		配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力		(10)	
(1) 類似業務の経験		6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等		(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)		3	
イ) ワークライフバランス認定		1	
2. 業務の実施方針等		(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法		60	
(2) 要員計画/作業計画等		(10)	
ア) 要員計画		5	
イ) 作業計画		5	
3. 業務従事予定者の経験・能力		(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価		業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
①	1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
	ア) 類似業務等の経験	10	4
	イ) 業務主任者等としての経験	4	2
	ウ) 語学力	4	1
	エ) その他学位、資格等	2	1
②	2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
	ア) 類似業務等の経験	-	4
	イ) 業務主任者等としての経験	-	2
	ウ) 語学力	-	1
	エ) その他学位、資格等	-	1
③	3) 業務管理体制	(-)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。